

第79回国民スポーツ大会

わたSHIGA輝く国スポ

競技運営準備マニュアル

令和2年(2020年)11月(第1版)

参考資料集①

(公財) 日本スポーツ協会関連

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会



目 次

- ・ (公財) 日本スポーツ協会 国民体育大会開催基準要項 (抜粋) 1
- ・ (公財) 日本スポーツ協会 国民体育大会開催基準要項細則 (抜粋) 15
- ・ 国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準 27
- ・ 国民体育大会記録情報処理要項 51
- ・ 今後の国体の簡素化に関する基本的方向 52
- ・ 国民体育大会公開競技実施基準 54
- ・ 第 70 回 (2015 年) 以降の公開競技における実施規模等の考え方について 55
- ・ 国民体育大会デモンストラーションスポーツ実施基準 58

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項(以下「本要項」という。)を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)

2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)

(2) 3) 第 78 回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第○回国民体育大会冬季大会○○競技会

2) 本大会

第○回国民体育大会○○競技会

(3) 第 78 回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第 78 回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等(以下、「競技団体」という。)及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則(以下「細則」という。)第1項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。
 - ① 冬季大会:12月～2月末日
 - ② 本大会:9月中旬～10月中旬[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで
- 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。
 - ① 冬季大会:5日間以内
 - ② 本大会:11日間以内
- 3) 大会の会期は開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
- 4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
- 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
- 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場及び競技施設

- 1) 開催県内の市町村会場の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
- 2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める施設基準による。
- 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(56頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第 3 項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」(57 頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(59 頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

(1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15 頁)に基づき選定された競技を対象とし、4 年毎に見直すものとする。

(2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

(3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第 4 項で定める。

(4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第 3 項で定める。

(5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23 頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24 頁)により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第 1 位の都道府県に皇后杯を授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 1 号で定める。

(2) 競技別表彰

1) 正式競技ごとに、男女総合成績第 1 位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。

2) 男女総合成績及び女子総合成績第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

3) 各種別及び種目の第 1 位から第 8 位までに、賞状を授与する。

4) 総合成績決定方法は、別に細則第 5 項第 2 号で定める。

(3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯

授与規程」(63 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁)により授与する。

- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
(2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
(3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
(4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
(2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
(3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
(4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
(2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

(1) 大会の標章は、次のとおりとする。

1) 国民体育大会マーク(図形)

2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)

3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの

4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの

5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)

6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)

7) 競技別シルエット(図形)

8) 大会に関するマスコット(キャラクター)

(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。

(3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。

(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(65頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。

(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(68頁)によるものとする。

1) 大会参加章

2) 記念章

3) 各種印刷物

①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、

④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)

4) 看板等

①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕

5) ホームページ

6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込み。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要がある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式 開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
(第78回大会以降は、「国スポ旗引継」)
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
(5) 競技会終了後の表彰式は細則第8項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
(2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
(3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
(4) 第78回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
(2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県体育(スポーツ)協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県協会会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育(スポーツ)協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育(スポーツ)協会理事長又はこれに準ずる者、開催県体育(スポーツ)主管課長
委員	日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育(スポーツ)協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育(スポーツ)協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
 - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。
 - ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語）⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。
 - ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県協会は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもつても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

- 3) 上記本部役員のほか、各大会とも5名以内の顧問を設けることができる。
- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ1都道府県3名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は20名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第27項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県(会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 (2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82頁)に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79頁)に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79頁)に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第11項で定める。

- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」とおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和30年1月17日制定
- (3) 第78回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和30年	12月	4日第	1次改定	平成17年	12月	22日第	28次改定
昭和32年	10月	25日第	2次改定	(10項(2)は第63回大会から改定し適用)			
昭和37年	3月	1日第	3次改定	平成18年	3月	9日第	29次改定
昭和41年	3月	29日第	4次改定	(7項(5)は第63回大会から適用)			
昭和48年	7月	10日第	5次改定	平成19年	3月	7日第	30次改定
昭和51年	6月	2日第	6次改定	平成19年	7月	1日第	31次改定
昭和52年	7月	13日第	7次改定	平成20年	12月	17日第	32次改定
昭和54年	5月	9日第	8次改定	平成22年	3月	17日第	33次改定
昭和55年	1月	23日第	9次改定	(改定内容は第70回大会から適用)			
昭和55年	9月	9日第	10次改定	平成22年	6月	18日第	34次改定
昭和58年	12月	7日第	11次改定	平成22年	12月	16日第	35次改定
(8項(3)、(7)は昭和63年1月1日から施行)				(39項は第69回本大会から適用)			
昭和63年	7月	13日第	12次改定	平成23年	3月	25日第	36次改定
昭和63年	8月	24日第	13次改定	平成23年	4月	1日第	37次改定
平成元年	8月	15日第	14次改定	平成23年	6月	24日第	38次改定
平成5年	6月	8日第	15次改定	平成23年	8月	25日第	39次改定
平成5年	6月	29日第	16次改定	平成23年	12月	15日第	40次改定
平成6年	5月	10日第	17次改定	平成24年	6月	21日第	41次改定
(9項(4)は第52回夏季大会から適用)				平成24年	12月	20日第	42次改定
平成6年	7月	5日第	18次改定	平成25年	3月	7日第	43次改定
平成10年	6月	17日第	19次改定	平成25年	6月	21日第	44次改定
(8項(7)は第54回夏季大会から適用)				平成25年	12月	12日第	45次改定
平成11年	6月	16日第	20次改定	平成26年	3月	13日第	46次改定
平成11年	9月	7日第	21次改定	平成27年	3月	12日第	47次改定
(29項(1)①は平成12年4月1日から施行)				平成27年	12月	10日第	48次改定
平成13年	1月	6日第	22次改定	平成29年	3月	8日第	49次改定
平成13年	3月	14日第	23次改定	平成29年	4月	3日第	50次改定
平成14年	7月	2日第	24次改定	平成29年	8月	25日第	51次改定
平成15年	4月	25日第	25次改定	平成30年	4月	1日第	52次改定
平成15年	8月	19日第	26次改定	平成30年	8月	30日第	53次改定
平成17年	6月	16日第	27次改定	令和元年	6月	13日第	54次改定
(改定内容は第61回冬季大会スケート・アイス ホッケー競技会から適用するが、39項につい ては平成17年4月20日から施行する)				令和元年	12月	12日第	55次改定
				(改定内容は第75回本大会から適用)			

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時ににおいて「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii) - ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i) 及び ii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iii) ふるさと選手(50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)

[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(51 頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i) から iii) は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ 1 競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(i) 本則第 18 項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53 頁) 及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54 頁) に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。

(ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ 1 ～4、教師、上級教師)を保有している者とする。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、14 歳(中学 3 年生)とする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと(50 頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 52 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前から大会終了時まで引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者

[少年種別]

- (a) 一家転住に係る者(51頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- (b) 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
 - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
 - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

4 本則第10項第3号(大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41競技)

① 毎年実施競技(37競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4 競技)

[本大会]

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(2) 第 74 回大会から第 77 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

銃剣道、クレール射撃

2) 公開競技(5 競技)

[本大会]

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(3) 第 78 回大会から第 81 回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41 競技)

① 毎年実施競技(39 競技)

[本大会]

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

[冬季大会]

スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(2 競技)

[本大会]

ボクシング、クレール射撃

2) 公開競技(7 競技)

[本大会]

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、
バウンドテニス、エアロビック

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

[本大会]

高等学校野球

(4) 正式競技及び特別競技の参加人員は 46 頁に示すとおり。

5 本則第 11 項第 1 号の 3 及び第 2 号の 4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第 1 位から第 8 位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

1) 競技得点

競技得点は、次の 2 種類とし、第 1 位から第 8 位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	——	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

2) 参加得点(84 頁)

参加得点は 10 点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなし、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場

合は与えない。

(3) 参加資格違反並びにアンチ・ドーピング規則に対する違反に関わる競技順位等の取り扱い「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(86 頁)によるものとする。

6 本則第 13 項第 3 号(開催要望書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 要 望 書			
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿			
文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[本大会または冬季大会](スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに要望します。			
年	月	日	
		都道府県体育(スポーツ)協会会長名	印
		都 道 府 県 知 事 名	印
		都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

- 1) 都道府県議会決議書
- 2) 同一地区内都道府県の同意書

本則第 12 項第 2 号に定める同一地区内の都道府県体協等から同意を得ること。

7 本則第 14 項第 3 号(開催申請書の様式及び添付書類)

(1) 様式

開 催 申 請 書		
公益財団法人 日本スポーツ協会会長 殿		
文 部 科 学 大 臣 殿		
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会〔本大会または冬季大会〕(スポーツ基本法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 56 号)の施行後の国民スポーツ大会)を〇〇県において開催いたしたく、ここに申請します。		
年	月	日
	都道府県体育(スポーツ)協会会長名	印
	都 道 府 県 知 事 名	印
	都道府県教育委員会教育長名	印

(2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日本スポーツ協会及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

なお、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約 30 分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1 人 3.3 ㎡(2 畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

8 本則第 20 項第 5 号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

9 本則第 26 項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
- ⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
- ⑧ 宿泊申込方法 ⑨ 参加上の注意 ⑩ その他必要な事項

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

9) その他必要な事項

(2) 各競技別実施要項

1) 期日

2) 会場

3) 種別(種目)及び参加人員

4) 競技上の規程及び方法

5) 予選方法

6) 参加資格等

7) 成績採点方法

8) 表彰の方法

9) 参加申込方法

10) 参加上の注意

11) その他

10 本則第 30 項第 2 号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組合せ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のことを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員

- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

11 本則第 42 項第 1 号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県協等は、大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日本スポーツ協会が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日本スポーツ協会が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

〈 附 則 〉

- (1) 本細則は、昭和 58 年 12 月 7 日改定し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 3-1) ①オ(ア)
 - 3-1) ②ウ“大学を除く”
 - 5-1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和 62 年 12 月 10 日改定し、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。
 - 4、7-1(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第 4 項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年 12 月 6 日改定し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成 2 年 5 月 16 日改定し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成 3 年 12 月 2 日改定し、施行する。
 - 4 の成年 2 部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成 4 年 1 月 31 日改定し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - 4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 8 日改定し、施行する。
 - 6-2)-⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成 5 年 6 月 29 日新設し、施行する。
 - 11-1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成 7 年 6 月 21 日改定し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成 8 年 1 月 9 日改定し、以下により施行する。
 - 第 2 項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。
 - 第 3 項(1)②のエ()書きは、平成 8 年 1 月 9 日より施行する。
 - 第 4 項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。
- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改定し、以下により施行する。

- 第4項のライフル射撃競技種別の種目については、第55回大会より施行する。
- 同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第52回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成8年6月11日新設し、第54回大会より施行する。
- 第2項及び第4項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成9年1月14日に改定し、第52回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成10年6月17日改定し、以下により施行する。
- 第2項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成10年6月17日より施行する。
- 第2項及び第4項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成10年6月17日より施行する。
- 第3項(1)①オの成年2部に関わる項目については、第54回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成10年12月9日改定し、第54回大会より施行する。
- 第4項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第2項のヨット競技施設基準については、平成11年6月16日改定し、施行する。
- (17) 本細則第4項のサッカー競技参加人員については、平成11年9月7日改定し、第57回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成11年12月15日改定し、以下により施行する。
- 第4項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第55回及び第56回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第4項のヨット競技種目については、平成12年3月8日改定し、第56回大会より施行する。
- (20) 本細則第4項の体操競技参加人員については、平成12年6月21日改定し、第56回大会より施行する。
- (21) 本細則第4項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成12年8月23日改定し、第56回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成12年12月13日改定し、以下により施行する。
- 第2項及び第4項のヨット競技名称については、平成12年12月13日より施行する。
- 第4項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第56回大会より施行する。
- (23) 平成13年1月6日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改定し、施行する。
- (24) 本細則の下記については、平成13年3月14日改定し、以下により施行する。
- 第2項の前文及び第4項のボウリング競技参加人員については、平成13年3月14日より施行する。
- 第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点の施行時期については、平成13年6月開催の国体委員会にて決定する。
- 第8項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第23項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。
- (25) 本細則第2項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第5項の競技得点については、第61回及び第58回大会より、それぞれ施行する。(平成13年6月22日開催の国体委員会にて決定)
- (26) 本細則の下記については、平成14年3月14日改定し、以下により施行する。
- 第2項のアイスホッケー競技施設基準については、第59回大会より施行する。
- 第6項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第60回大会、夏・秋季大会は第62回大会の開催申請書提出時より施行する。
- (27) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成14年7月2日改定し、第58回大会より

- 施行する。
- (28) 本細則第4項の競技参加人員(注)4については、平成14年8月20日新設し、第58回大会より施行する。
- (29) 本細則第3項(1)①ウの参加資格については、平成14年12月24日改定し、第58回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。
- (30) 本細則第2項のアーチェリー競技施設基準については、平成15年3月4日改定し、第60回大会より施行する。
- (31) 本細則第5項(1)①競技得点については、平成15年3月4日改定し、施行する。
- (32) 本細則第3項(1)①オ(オ)及び第5項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成15年4月25日新設し、施行する。
- (33) 本細則第4項のレスリング競技参加人員については、平成15年8月19日改定し、第59回大会より施行する。
- (34) 本細則第3項(1)①オ(イ)については、平成15年12月19日新設し、第59回大会より施行する。
- (35) 本細則第3項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (36) 本細則第3項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成16年4月13日に改定し、第60回大会より施行する。
- (37) 本細則第3項(1)1)①(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成16年6月18日に改定し、第60回大会より施行する。
- (38) 本細則については、平成17年6月16日に改定し、第61回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第60回夏季大会より適用する。
- ・「第5項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
 - ・「第10項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第4項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種がFJ級からセーリングスピリッツ級に変更となることに伴い、平成17年12月22日改定し、第62回大会より施行する。
- (40) 本細則第4項(各競技の参加人員)については、平成15年3月25日策定の「国体改革2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改定する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・ スケート競技については、第60回大会より施行する。
 - ・ サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第61回大会より施行する。
 - ・ その他の競技については、第63回大会より施行する。
 - ・ 体操競技少年男子種別新体操種目については、第64回大会より休止する。
 - ・ バレーボール競技成年男女種別9人制については、第66回大会より廃止する。
- (41) 本細則第2項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第63回大会より改定し施行する。
- ・ スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウエイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成17年8月11日改定し、第63回大会より施行する。
- (43) 本細則第2項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成18年12月20日改定し、第63回大会より施行する。

- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より削除する。
- (47) 本細則第 4 項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (48) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(v)及び第 5 項第 3 号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成 19 年 7 月 1 日改定し、施行する。
- (49) 本細則第 4 項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (50) 本細則第 4 項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (51) 本細則第 4 項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成 19 年 8 月 29 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (52) 本細則第 4 項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成 19 年 12 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (53) 本細則第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成 20 年 3 月 19 日改定し、第 63 回大会より施行する。
- (54) 本細則第 5 項第 3 号の「ドーピング防止規則に対する違反に関わる得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関わる制裁措置等取り扱い規則(平成 15 年 6 月 20 日制定、平成 17 年 6 月 1 日及び平成 19 年 8 月 29 日改定)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成 19 年 3 月 7 日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成 20 年 4 月 25 日)、施行する。
- (55) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③-(ii)-(iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成 20 年 4 月 25 日改定し、施行する。
- (56) 本細則第 4 項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足 4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成 20 年 12 月 17 日改定、削除する。
- (57) 本細則第 10 項第 4 号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成 20 年 12 月 17 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 20 日)より施行する。
- (58) 本細則第 2 項のカヌー競技施設基準及び第 4 項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改定により、同競技各種目名称を変更することから、平成 20 年 3 月 18 日改定、第 64 回国民体育大会(平成 21 年 4 月 1 日)より施行する。
- (59) 本細則第 2 項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改定により、平成 21 年 6 月 19 日改定し、施行する。
- (60) 本細則第 3 項第 1 号-1)については、平成 21 年 8 月 26 日改定し、第 65 回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第 3 項第 1 号-1)-③及び同 2)については、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成 21 年 12 月 16 日改定、第 65 回大会より施行する。

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

- (1) 中央競技役員
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。
- (2) 県内競技役員
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
- (3) 近県競技役員
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

- (1) 交通費
原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
- (2) 宿泊料金
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。
期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。
- (3) 諸費
競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和53年11月7日	制定
昭和59年	第1次改定
平成24年6月1日	第2次改定
平成27年6月11日	第3次改定
平成29年3月2日	第4次改定
平成30年4月1日	第5次改定
令和2年10月15日	第6次改定

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。
 各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・視察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スターター	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

[第4項別紙]

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<各種目共通>				
競技会役員	10	長1 副1	長1 副1	
上訴審判	4		4	
総合成績計算委員	3		3	
総務	1		1	
役員長	1		1	
<競泳>				
審判長	1		1	
副審判長	3		1	
機械審判	1		1	
出発合図員	4	主任1	主任1	
泳法審判員	10	〃 1	〃 1	
折返し監察員	44	主任1 副1	〃 1	
記録員	10	主任1		
コンピューター操作員	3	〃 1		
計時員	30	〃 1		
速報員	10	〃 1		
招集員	10	〃 1		
通告員	4	〃 1	主任1	
賞典員	8	〃 1		
場内司令	1			
会場係	10	主任1		
得点係	2			
音響係	2			
報道担当員	2		1	
広報	2		1	
競技役員係	2			
競技会総務	2		1	
監視救護員	6			
競技進行	1		1	
<飛込>				
競技総括	1		1	
審判長	1		1	
副審判長	2		1	
審判員(ブロック)	10		7	
競技進行	1		1	
通告員	4			
機械記録員	4			
記録員	10	主任1		
速報員	3			
種目・得点表示員	1			
報道担当員	2			
招集員	2			
賞典員	2			
場内司令	2			
映像・音響	2			
受付員	2			
競技会総務	10		1	

[第4項別紙]

(2) 水泳

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈水球〉				
水球委員長	1		1	
審判員	12		12	
デレゲート	2		2	
ゴールジャッジ	8	主任1		
タイムキーパー	8	〃 1		
セクレタリー	14	〃 1		
通告員	2	〃 1		
戦評筆耕員	3	〃 1		
データ分析	4			
招集・誘導員	3	主任1		
記録・速報員	5	〃 1		
音響員	2	〃 1		
映像員	2	〃 1		
賞典員	4	〃 1		
受付接待係	4	〃 1		
場内司令	5	〃 1		
センターリング員	2	〃 1		
得点掲示員	8	〃 1		
総務員	4	〃 1	2	
〈アーティスティックスイミング〉				
審判長	1		1	
審判員	10		8	
テクニカルアシスタント	3			
記録員	6	主任1	1	
コンピューター係員	5			
採点確認員	6			
通告員	2			
計時員	2			
音響係員	1			
伴奏係員	1			
招集員	3			
速報員	2			
映像係員	3			
受付係員	3			
会場係員	6			
賞典員	2			
総務員	8			
場内司令	2			
〈オープンウォータースイミング〉				
審判長	1		1	
レフリー (男子)	2	主任1	主任 1	
レフリー (女子)	2	〃 1	〃 1	
スターター	1		1	
着順審判員	3		1	
ターンジャッジ	4			
計時担当員	3	主任1		
コース担当員	1		1	
招集担当員	4			
通告担当員	2			
公式記録員	1			
安全担当員	5		1	JLAから4名
医事救護員	2	医師1、看護師1		
総務	(1)		(1)	着順審判員兼務
受付	2			ナンバリング、水着確認、爪確認を含む
式典	(5)			招集担当員、公式記録員兼務
	(3)			通告担当員、公式記録員兼務
合計	438		68	

※JLAとは、「内閣府特定非営利活動法人日本ライフセービング協会」の略称

[第4項別紙]

(3) サッカー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	61	長1 副4 マッチコミッショナー20 マッチコミッショナー付20 会場長8 副会場長8	長1 マッチコミッショナー 20	
審判委員	103	長1 副2 インストラクター12 中央派遣32 開催県・近隣56	長1 副1 インストラクター 10 中央派遣 30	
審判運営担当	50	長1 副2		
規律・フェアプレー委員	3	(長1)	(長1)	
医事委員	3	長1		
技術運営担当	20	〃1		
記録報道委員	72	長1 副2	長1	
総務委員(本部)	16	〃1 〃2		
会場総務委員	32	〃1 〃2		
放送委員	16	長1		
得点計時委員	8	〃1		
総合成績計算委員	3	〃1	長1	
合計	387		65	

(4) スキー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
組織委員	12	長1 副2~3	長1 副2 員5	
総合成績計算委員	5	長1 副1	長1 副1	
技術代表(TD) アシスタント技術代表	7	ジャンプ:TD1 アシスタントTD1 複合:TD1 アシスタントTD1 距離:TD1 アシスタントTD1 アルペン:TD1	7	
競技委員	8	長1 副1(4種目共)		
指名ジュリー	2	距離:2	2	
飛型審判委員及び 飛距離判定審判員	9	飛型審判員5 飛距離判定審判員4	5	
セクレタリー	3	ジャンプ 距離 アルペン:各1		
オペレーター	6	ジャンプ 距離 アルペン:各2		
ジャンプ台係	40	長1		
飛距離判定係	40	〃1		
計算係	71	ジャンプ 距離 アルペン:各長1 アルペンポイント委員1	アルペンポイント委員 1	
マテリアルコントローラー	1	アルペン:1	1	
庶務係	60	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
コース係	100	距離:長以下70 アルペン:長以下70		
会場係	45	ジャンプ 距離 アルペン:各長1		
医事係	9	ジャンプ 距離 アルペン:各3		
競技係長	2	アルペン:2		
主審	1	アルペン:1	1	
スタート審判	1	アルペン:1	1	
フィニッシュ審判	1	アルペン:1	1	
セッター	6	アルペン:男子コース3 女子コース3	長1	
旗門審判係	80	アルペン:長1		
合計	509		30	

(5) テニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技本部	3	長1 副2		
総務委員	19	長1 副2	副1 員2	トレーナー1名含む
競技委員	9	〃1 〃4	副2	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録報道委員	10	〃1 〃2		
会場委員	10	〃1 〃2		
審判委員	73	〃1 〃2		ロビソング10名含む
JBSコントロール委員	12	〃1 〃2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
合計	148		6	

[第4項別紙]

(6) ボート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競漕委員	7	長1	長1 員3	
審判員	33	〃1	長1 員10	
総務委員	15	〃1		
記録委員	15	〃1		
水路委員	12	〃1		
配艇委員	15	〃1		
放送委員	3	〃1		
計測委員	5	〃1	長1 員2	
式典委員	5	〃1		1
総合成績計算委員	3	〃1		1
審判艇係	7	〃1		
合計	120		20	

(7) ホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長(TD)1 副(TO)5 ジャッジ(J)5	TD 1 TO 5 J 5	
審判員	22	アンバ イマネージャー(UM)2	UM 2 員 20	
総務員	7	〃1 〃1		
放送係	4			
競技進行係	2			
招集係	2			
報道係	4			
記録係	5			
計時係	2			
競技場係	5			
得点係	2			
器具係	3			
記録送受信係	3			
総合成績計算係	4	長1	長1	
補助員係	3			
合計	79		34	

(8) ボクシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
大会委員長	1		1	
大会副委員長	(3)	(3)	(3)	兼務
DS	8	長1	8	
総務委員	2	長1	長1 員1	
審判員	25		員 25	
技術員	1		1	
医事委員長	(1)		(1)	兼務
総括委員長	1			
競技総務委員	3	長1		
選手委員	5	〃1		
進行委員	5	〃1		山型板表示委員含む
報道委員	1	〃1		
医務委員	5	〃1		
計時委員	3	〃1		
対戦表示・得点揭示委員	3	〃1		
用具・グロービング委員	5	〃1		
施設・リング委員	1	〃1		
記録委員	1	〃1		
放送委員	5	〃1		
計量委員	6		3	
検診委員長	1			
練習会場委員	3			
総合成績計算委員	2	(長1)	(長1)	長:兼務
合計	87		40	

[第4項別紙]

(9) バレーボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈6人制〉				
全体総括	5		長 1	
競技委員	24	長1 副5	長 1 副 2	
エントリー	14	主任5		
式典表彰	9	〃 3		
コート	23	〃 5		
記録報道	23	〃 5		
場内放送	10	〃 5		
練習会場	13	〃 5		
審判	60	長1 副5	長 1 副 3	
線審	14	主任5		
点示	14	〃 5		
記録	14	〃 5		
総務委員	24	長1 副5		
総合成績計算委員	3	長1	長 (1)	(競技委員長兼務)
〈ビーチバレーボール〉				
全体総括	3		長 1	
競技委員	18	副2	長 1 副 2	
エントリー	8	主任2		
式典表彰	12	主任3		
コート	20	主任4		
記録報道	20	主任4		
場内放送	6	主任2		
審判	53	副2	長 1 副 2	
線審	20	主任4		
点示	20	主任4		
記録	32	主任2		
総務委員	12	長1 副2		
成績計算委員	3	長1 副2		
合 計	472		15	(兼務除く)

[第4項別紙]

(10) 体操

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈競技〉				
競技統括	16	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務	6	
審判部	78	上級審判員、審判長、 男子審判員、女子審判員	44	
競技部	15	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係		
進行部	15	部長、進行係長、放送係、 時間係、音楽係		
記録部	30	部長、副部長、 本部記録係長、本部記録係、 会場記録係長、会場記録係、 速報係長、速報係、 公式掲示係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係		
会場部	20	部長、副部長、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係、 練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	14	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	18	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		
〈新体操〉				
競技統括	14	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務	4	
審判部	40	上級審判員、審判長、 女子審判員、男子審判員	13	
競技部	15	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、手具点検係		
進行部	10	部長、進行係長、放送係、 時間係、音楽係		
記録部	26	部長、副部長、 本部記録係長、本部記録係、 会場記録係長、会場記録係、 コンピュータ係、記録得点係、 集票送票係、得点掲示係、 速報係長、速報係、 公式掲示係、記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係		
会場部	25	部長、副部長、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係、 練習会場係長、練習会場係		
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係		
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係		
接待部	14	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係		

[第4項別紙]

〈トランポリン〉			
競技統括	10	競技役員長、副役員長、 総務部長、副部長、総務	5
審判部	11	上級審判員、審判長、 男女審判員	6
競技部	10	部長、選手係長、 招集誘導係、入退場係、 音楽伴奏係、スポッター 係	3
進行部	5	部長、進行係長、放送 係、 時間係、音楽係	1
記録部	15	部長、副部長、 本部記録係長、本部記録 係、 会場記録係長、会場記録 係、 コンピュータ係、記録得 点係、 集票送票係、公式掲示 係、 記録業務責任者、 総合成績責任者、 総合成績集計係、	3
会場部	15	部長、副部長、 競技会場係長、競技会場係、 サブ会場係長、サブ会場係	
式典部	5	部長、式典表彰係長、 式典表彰係	
受付部	10	部長、受付案内係長、 受付案内係	
接待部	10	部長、接待係長、接待係 報道係長、報道係	
合 計	461		85

(11) バスケットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	45	長1 副7	長1 副1	
競技委員	35	〃1 〃5	〃1 〃1	
会場施設委員	39	〃1 〃5		
審判委員	85	〃1 〃4	長1 副1 員32	
TO委員	30	〃1 〃8	長1	
記録・報道委員	55	〃1 〃6		
放送・式典委員	15	〃1 〃6		
総合成績計算委員	9	〃1 〃3	長1 副1	
合 計	313		41	

[第4項別紙]

(12) スケート

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総合成績計算委員	2		1	
<スピード>				
テクニカルコミッティー	3		1	
レフェリー	1			
アシスタントレフェリー	3		1	
スターター	3		1	
アシスタントスターター	2			
フィニッシュラインジャッジ	9	主任1		
フォトフィニッシュジャッジ	3	〃 1		
チーフタイマー	2	電気1 手動1		
タイマー	10			
ラップスコアラー	4	主任1		
トラックジャッジ	7	〃 1		
責任先頭判定員	9	〃 1		
リレーゾーン監察員	(8)			兼務
招集員	8	主任1		
記録員	5	長1		
バッジテスト員	1			
気象観測員	3			
総務	5			表彰員含む
アナウンサー	3	主任1		
製氷技術員	8			
<ショートトラック>				
テクニカルコミッティー	2		1	
レフェリー	1		1	
アシスタントレフェリー	4		4	
スターター	2		2	
コンペチターズスチュワード	2		2	
ヒートボックススチュワード	2			
フォトフィニッシュジャッジ	2			
フィニッシュラインジャッジ	4	主任1		
タイムキーパー	4	〃 1		
チーフラップスコアラー	1			
ラップレコーダー	1			
ビデオレコーダー	2			
記録員	3	主任1		
トラックスチュワード	8	〃 1		
総務	4			
アナウンサー	2			
製氷技術員	8			
<フィギュア>				
競技委員	2	長1 副1		
技術員	2	〃 1 〃 1	1	
審判員	29	〃 4 〃 4	長 4 副 4 員 21	
庶務	4	主任1		
報道	4	〃 1		
電算	2	〃 1		
音楽	2	〃 1		
役員・選手係	4	〃 1		
進行	2	主任1 副主任1		
記録計算	3			
放送計時	2			
会場施設	2			
合計	201		44	

(13) レスリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副2	
総務委員	10	〃1 〃3	長1 副1 員6	
審判委員	43	長1 副5 主任4 FILA1	〃1 〃4 〃31 (FILA 1)	FILA:兼務 審判員兼務
計量委員	(43)	(長1) (副4)		
進行委員	6	長1 副1	長1 員2	
記録委員	8	長1 副1 本部2 マット4	〃1 副1	
放送委員	7	長1 副2		
印刷速報委員	10	〃1 〃2		
時計委員	6	〃1 〃1		
ビデオ撮影委員	4			
次番選手委員	7	長1 副2		
掲示委員	10	長1 副1 場内4 場外2		
連絡委員	2	長1 副1		
会場施設委員	6	〃1 〃1		
会場管理委員	6	〃1 〃1		
式典表彰委員	6	〃1 〃1		
救護委員	4	〃1 〃1		
報道委員	3	〃1 〃1	長1 員1	
総合成績計算委員	5	〃1 〃2	長1	
合計	146		55	

(14) セーリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員会	3	長1 副2	1 1 副1	
レース委員会	7	長1 副1	長1 副1 員3	
レース委員会事務局	7	〃1 〃1	副1	
プロテスト委員	22	〃1 〃1	長1 副1 員13	
プロテスト委員会事務局	6	〃1 〃1	長1	
総務・報道部	20	〃1 〃2	副2	
計測・競艇部	12 (18)	〃1 〃2	〃1	兼務
記録部	10	長1 副1	副1	
通報部	10	〃1 〃1	〃1	
運行・通信部	15	〃1 〃1		
発着水路部 (A)	41	〃1 〃2	副1	
発着水路部 (B)	41	〃1 〃2	〃1	
海上安全部	26	〃1 〃1		
総合成績計算委員	(2)			兼務
合計	220		31	

[第4項別紙]

(15) ウエイトリフティング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
ジュリー	12	プレジデントジュリー-4	プレジデントジュリー-2	
レフェリー	16			
コントローラー	8			
総務委員	13	長1 副4	長1 副1	
競技委員	2	〃1 〃1	〃1 〃1	
審判委員	2	〃1 〃1	〃1 〃1	
検量係	6			
公式記録員	3		3	
記録係	4	主任1		
記録掲示係	4	〃1		
アテンドボード係	4	〃1		
計時係	4	〃1		
招集進行係	8	〃1		
放送係	6	〃1		
器具係	8	〃1		
選手係	4	〃1		
報道係	4	〃1		
救護係	4			
式典・表彰係	6	主任1		
救護員	2			
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	123		12	

(16) ハンドボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	11	長1 副3	長1	
総務委員	11	〃1 〃2	〃1	
テクニカルデレゲート	15	長1	〃1	
審判員	35	長1 副2	長1 副1 員32	
裁定委員	(5)			兼務
総合成績計算委員	4	長1	長1	
記録員(本部)	6	主任1 副主任2		
記録速報委員	2			
記録速報掲示委員	2			
報道委員	3			
放送委員	3			
戦評委員	16			
コート委員	12	主任1 副主任1		
コート記録計時	6			
コート整備	6			
練習会場委員	11			
救護係員	8	主任1 副主任3		
合計	151		38	

[第4項別紙]

(17) 自転車

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<トラック>				
総務委員	11	長1 副2	長1	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース 両種目の役職を適宜 兼務する。
連盟技術代表	1		1	
チーフコミッセール	1		1	
コミッセール・パネル	(3)		2	
判定員	1		1	
判定周回ビデオ操作員	1			
決勝審判員	6	主任1 副主任1	主任1	
手動計時員	(6)	〃 1 〃 1	〃 1	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
招集員	7	〃 1 〃 1	〃 1	
記録番組員	5	〃 1 〃 1	〃 1	
出発合図員	4	〃 1 〃 1	〃 1	
自走者コーラー	2			
周回打鐘員	5	主任1 副主任1	主任1	
発走員	6	〃 1 〃 1	〃 1	
コーナー監察員	5	〃 1 〃 1	2	
通告員	2	〃 1 〃 1	主任1	
自転車検査員	(7)	〃 1 〃 1	〃 1	
機材管理員	0	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)	主任1		
場内監察員	0	主任1 副主任1		
救護員	0	主任1		
修理員	0			
広報員	1	主任1	主任1	
ケイリン誘導員	2	主任1 副主任1		
走路補修員	1	主任1		
総合成績計算委員	(2)	長1	長1	
<ロード>				
	65			
総務委員	11	長1 副2	(長1)	※競技役員は、トラック・レース及びロード・レース 両種目の役職を適宜 兼務する。
連盟技術代表	1		(1)	
チーフコミッセール	1		(2)	
コミッセール・パネル	(3)	成年長1 少年長1	(2)	
決勝審判員	3	主任1 副主任1	(主任1)	
手動計時員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)	
電子計時員	4	〃 1 〃 1	(〃 1)	
招集員	3	〃 1 〃 1		
記録番組員	3	〃 1 〃 1	(主任1)	
出発合図員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)	
周回打鐘員	1	〃 1 〃 1	(〃 1)	
通告員	2	〃 1 〃 1	(〃 1)	
自転車検査員	(3)	〃 1 〃 1	(〃 1)	
機材管理員	2	〃 1 〃 1		
賞典員	(2)	主任1		
場内監察員	4	主任1 副主任1		
救護員	5	主任1		
修理員	1			
広報員	9	〃 1		
移動車両審判員	15	〃 3	(主任2)	
移動バイク審判員	21	〃 3	(〃 2)	
機材車担当審判員	8	主任1 副主任1		
関門審判員	1	主任3	(主任1)	
関門計時記録員	2			
補給所審判員	3			
医務車担当審判員	1	主任1		
救護車担当審判員	1	〃 1		
選手収容員	1	〃 1		
自転車収容員	1	〃 1		
総合成績計算委員	(2)	長1	(長1)	
合計	170		20	

[第4項別紙]

(18) ソフトテニス

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	8	長1 副2	長1 副1	
審判委員	68	〃1 〃3	〃1 〃1	
総務委員	8	〃1 〃3	副2 員1	
進行委員	10	〃1 〃2		
記録委員	10	〃1 〃2		
報道委員	7	〃1 〃1	長1	
施設委員	7	〃1 〃1		
放送委員	3	〃1 〃1		
オーダー受付委員	5	〃1 〃1		
練習コート委員	6	〃1 〃1		
式典委員	5	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	140		9	

(19) 卓球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1	
審判委員	53	〃1 〃2	長1 副2	
進行委員	17	長1 副2~3	〃1 〃1	
記録委員	6			
報道委員	10	長1 副1	長1	
渉外委員	3	〃1 〃1		
総合成績計算委員	3	〃1 〃1	長1	
総務委員	8	長1 副1~2	長1	
庶務委員	5	長1 副1		
会場委員	10	長1 副1~2		
受付接待委員	5	長1 副1		
式典委員	3	〃1 〃1		
オーダー委員	5			
招集委員	5			
送受信員	5			
会場用具委員	4			
放送委員	3			
練習会場委員	1			
合計	149		9	

(20) 軟式野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	29	長1 副7	副1 員6	
審判員	70	〃3 〃7	長1 副1 員4	
総務委員	15	〃1 〃2		
会場委員	24	主任6		
記録送受信員委員	8	〃2		
記録員	18	〃6		
点示委員	6			
放送員	6	主任6		
報道委員	6			
練習会場委員	12	主任6		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
スコアボード委員	12			
合計	209		14	

(21) 相撲

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
実行委員	5	長1 副1	3	
総務委員	12	〃1 〃4	2	
競技委員	2	〃1 〃1	2	
審判長	1		1	
副審判長	7		3	
審判	40	幹事3 主審6 副31	7	
極り手委員	2	長1	1	
抽選委員	4	長1		
式典・表彰委員	5			
進行委員	3			
放送委員	6			
記録委員	8			
掲示委員	7			
招集委員	5			
選手委員	4			
土俵委員	6			
庶務委員	2			
報道委員	2			
医務委員	2	長1	1	
会場委員	4			
総合成績計算委員	3	長1	1	
合計	130		21	

(22) 馬術

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技運営委員	8	長1 副1	長1 副1 員5	
上訴委員	3	長1	長1 員2	
障害馬術競技技術代表	1		1	
障害馬術競技審判員	6	長1	長1 審判5	
馬場馬術競技技術代表兼審判長	1		1	
馬場馬術競技審判員	5		5	
コースデザイナー	4	デザイナー1 アシスタント3	デザイナー1 アシスタント1	
コースビルダー	21	自衛隊隊員		
スチュワード	20	チーフ1	チーフ1 スチュワード4	
獣医師団	2	長1 員1	長1 員1	
総務委員	28	長1		
競技進行委員	37	長1 CB4		
競技施設委員	17	主任1		
記録計算委員	22			
記録報道委員	2			
アナウンサー	5	チーフ1		
セクレタリー	5			
馬事委員	9			
救護委員	1			
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	200		33	

[第4項別紙]

(23) フェンシング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副1 競技日程進行1	長1 競技日程進行1	
技術委員	5		技術5	
技術委員会事務局	11	局長1 次長2	長1	
審判長	1		〃1	
審判員	24		24	
ピスト委員	18	長1 副1		
競技運営委員	2	〃1 〃1	長1	
総務委員	6	〃1 〃1		
用具委員	5	〃1 〃2		
用具検査官	1	検査官1	検査官1	
記録委員	6	長1 副1	長1	
報道委員	4	〃1 〃2	〃1	
会場委員	8	〃1 〃1		
放送委員	3	長1		
医務委員	3	〃1		
総合成績計算委員	2	〃1	長1	
合計	102		38	

(24) 柔道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審判員	31	長1	長1 審判24	
審判委員	6		6	
総務	5	主任1	主任1 係1	
審判係	4	〃1		
競技進行	2	〃1		
試合場統括	3			
時計	6	〃1		
記録	9	〃1		
掲示	7	〃1		
選手	9			
放送	4	主任1		
計量	18	主任2 (男女各1)		兼務可
報道・速報	4			
会場	4			
式典	6			
救護	4	医師2 看護師2		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	125		34	

[第4項別紙]

(25) ソフトボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	9	長1 副8	副4	
総務委員	17	長1 副8 主任8	員2	
審判員	91	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
記録員	51	〃1 〃9 〃9	長1 副4	
球場委員	40	主任8		
放送委員	9	長1 主任4 副主任4		
報道委員	24	主任4 副主任4		
式典委員	12	主任4		
接待委員	32			
練習会場委員	32	主任4		
総合成績計算委員	3	(長1)	(長1)	長:記録長兼務
合計	320		16	

(26) バドミントン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	20	長1 主任1	長1	
総務委員	21	長1 副3 主任2	副1	
審判員	45	〃1 〃2 〃2	員10	
線審員	154	主任1		
進行	12	〃1		
会場	2	〃2		
記録	13	〃1		
シャトル	3	〃1		
点示	5	〃1		
掲示	3	〃1		
報道	1	〃1		
放送	2	〃1		
招集	7	〃1		
得点表示	4	〃1		
総合成績計算委員	3	長1	長1	
合計	295		13	

(27) 弓道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2		
競技運行委員	3	〃1 〃2		
審判員	21	〃1 〃2		弓具審判2含
総務委員	16	〃1 〃2	1	
射場主任	4			
記録委員	12	主任2		
掲示員	4	〃2		
放送員	6	〃2		
報道員	4	〃2		
送受信員	2	〃2		
進行員	14	〃2		
招集員	10	〃2		
会場員	21	〃1		
的前員	24	〃2		
総合成績計算委員	4	長1		
合計	148		1	

[第4項別紙]

(28) ライフル射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<ライフル種目共通>				
上訴ジュリー	3		3	CP兼務2名含む
競技委員	4	長1 副3	長1 副3	副:射場委員長兼務
総務	6		3	
総合成績計算委員	4	長1 班長1	長1 員1	
<50m射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	2			
射場係	6	長1 副2	長1	
審査ジュリー	1		1	10m射場兼務
審査係	9	長1 班長1		
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
監的係	8	長1		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	10			10m射場兼務
<10m射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	2			
射場係	6	長1 副2	長1	
審査係	4	長1 班長1		
記録計算係	3	班長1		
銃器保管係	9	長1		50m射場兼務
連絡発表係	1			
<BR・BP射場>				
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		2	
射場ジュリー	1			
射場係	3	長1 副1	長1	
審査ジュリー	1		1	
審査長	1			
記録計算係	2	班長1		
連絡発表係	1			
技術員	4	(BR)2 (BP)2		
用具検査ジュリー	1		1	
用具検査係	5			
<25m射場> CP				
上訴ジュリー	1		1	他ライフル兼務2名
総務係	5			
競技委員	1	(長1) 副1		長:ライフル兼務
射場委員	1	(長1) 副1		長:競技副委員長兼務
主任ジュリー	1		7	銃器検査兼務
射場兼標的線ジュリー	6			
射場係	3	長1 副2		
競技進行係	9			
採点係				
記録係				
第1配点係				
第2配点係				
記録集計係	2			
連絡発表係	1			
銃器管理係	3			
標的管理係	2			
合計	154		33	

(29) 剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
会場長	1			
総務委員	20	長1 副2	2	
審判員	27	長1 主任2	27	
審判委員	6	主任2		
選手委員	6	〃 2		
時計委員	8	〃 2		
記録委員	8	〃 2		
採点掲示委員	6	〃 2		
標示委員	6	〃 2		
放送委員	5	〃 1		
速報委員	6	〃 1		
報道委員	3	〃 1		
計量委員	5	〃 1		
送受信委員	2	〃 1		
総合成績計算委員	3	長1		
合計	112		29	

(30) ラグビーフットボール

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	20	長1 副3	副 2	
規律	10	〃 1 〃 3	長 1 副 2	
審判	18	〃 1 〃 2	〃 1 〃 1	
競技	10	〃 1 〃 2	副 1	
記録報道	8	主任3		
場内放送	10	〃 3		
会場	3	〃 3		
救護	10	主任3 (医師4)		
タッチジャッジ	20			
総合成績計算委員	6	長1	長 1	
合計	115		9	

(31) スポーツライミング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
本部役員	3	長1 副2		
競技委員	3	〃 1 〃 2	長 1 副 1	
総務委員	6		3	
総合成績計算委員	(3)	長1	(2)	(兼務)
審判	22	長1 副2 主任2	長 1 副 1 主任 2	
ルートセッター	9	主任2	主任 2 専任 7	
プレイヤー	10			
ルート作業員	4			
通信・連絡員	5			
計測記録員	4			
医務員	4	医師1		
総務部	16	長1 副2		
競技部	20	〃 1 〃 2		
輸送・宿泊部	6	〃 1 〃 1		
合計	112		18	

(32) カヌー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
<各種目共通>				
競技会会長	1		1	
審議会委員	3	長1	1	
競技会委員	4	"1	1	
総合成績計算長	1		1	
<スプリント>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0~2	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
競技会委員	3	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
記録員	6	主任1		
式典表彰員	3			
放送員	2			
報道員	2			
救助員	6			
医事員	2			医師・看護師
通信員	2			
審判部長	1		1	
発艇員	2	主任1	1	
整列員	2	"1	1	
水路審判員	12	"1	6	
決勝審判員	11	長1	1	
決勝記録員	10			
写真判定員	2			
検艇員	5	主任1	1	
配艇員	7	"1		
水路施設員	2			
審判艇乗務員	6			
総合成績計算委員	2	長1	0~1	スラローム・ワイルドウォーター兼務含む
<スラローム・ワイルドウォーター>				
競技会副会長	1		1	
審議会委員	4		0~2	スプリント兼務含む
競技会委員	4	副1		
総務部長	1		1	
総務部員	4		1	
式典表彰員	4	主任1		
放送員	4	"1		
救助員	14			
医事員	4			医師・看護師
審判部長	1		1	
ビデオ審判員	2		2	
発艇員	2	主任1	1	
発艇調整員	4			
区間審判員	11	主任1	3	
ゲート審判員	40	"1		
決勝審判員	3	長1	1	
計時員	3			
集計主任	1		1	
集計員	4	長1		
記録員	4	"1		
記録掲示	2			
検艇員	2	主任1		
技術部長	1		1	
安全主任	1		1	
コース管理	2	デザイナー1	1	
デモンストレーター	1		1	
通信員	2			
総合成績計算委員	2		0~1	スプリント兼務含む
合計	235		38	

[第4項別紙]

(33) アーチェリー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1 副1	
上訴委員	3	長1	長1	
総務委員	4	長1 副1 主任1		
報道係	3			
印刷配付係	3	主任1		
射場(会場)係	15	長1 副1 主任1		
計時・放送員	5	主任2		
DOS	2			
審判	30	長1 副2	長1 副1	
記録	3	長1 副1 主任1		
記録得点集計係	3	主任1		
記録揭示係	3	" 1		
総合成績計算委員	2	長1	長0~1	兼務含む
練習会場	12	長1 副1		
合計	91		6	

(34) 空手道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	副1	
総務委員	10	主任1 副主任1	副主任1	
進行委員	5	" 1 " 1		
式典委員	5	" 1 " 1		
場内放送委員	4	" 1 " 1		
記録委員	6	" 1 " 1		
コート委員	29	主任1 副主任1 コート長8		
揭示委員	5	主任1 副主任1		
選手管理委員	20	" 1 " 1		
計量委員	6	" 1 " 1		
会場管理委員	14	" 1 " 1		
報道委員	4	" 1 " 1		
受付案内委員	5	" 1 " 1		
総合成績計算委員	4	" 1 " 1	長1	
審判委員	5	" 1 " 1		
演武委員	4	" 1 " 1		
審判	46	長1 副2	長1 副2 審判43	
合計	175		49	

(35) アイスホッケー

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	4	長1 副3	長1 副2	
レフェリー委員長	1		1	
審判長	1		1	
審判員	50		20	
オフィシャル主任	6			
ゴールジャッジ	12			
スコアラー	18			
タイムキーパー	18			
ペナルティタイムキーパー	12			
放送係	6			
競技本部	9	長1 副2		
総合成績計算委員	2	長1	長1	
会場製氷主任	3			
合計	142		26	

[第4項別紙]

(36) 銃剣道

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技委員	3	長1 副2	長1	
総務委員	12	長1 副2 主任2		
審判員	16	長1	長1 員15	
進行委員	10	長1 副2 主任1	長1 副1	
標示委員	4	主任1		
計時	4	〃 1		
記録	5	〃 1		
掲示	7	〃 1		
戦評	4	〃 1		
速報・報道	4	〃 1		
放送	4	〃 1		
送受信	2	〃 1		
会場	5	〃 1		
用具計測	4	〃 1		
総合成績計算委員	4	長1 主任1	長1	
合計	88		20	

(37) クレー射撃

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
審査団	5	長1 員4	長1 員4	
競技委員	17	長1 副2	長1 審判員8	
競技進行委員	18	(トランプ・スキート) 〃2 〃2		
記録委員	24	長1 副2	長1 副1 員1	総合成績兼務
総務委員	16	〃1 〃1	〃1 〃1 〃1	渉外・式典表彰兼務
広報委員	5	長1	長1	
銃器保安委員	7	〃1	〃1	
射場整備委員	6	〃1	〃1	
倫理委員	3	長1 副1	長1 副1	
合計	101		25	

(38) なぎなた

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務委員	13	長1 副1	長1 員3	
競技委員	2	〃1 〃1	副1	
審判員	21	長1 主任2	長1 主任2 員18	
選手委員	14			
時計	8			
記録	8			
標示	10			
採点掲示	10			
計量用具	9	主任1		
放送	3	〃 1		
速報	6	〃 1		
送受信	3			
報道	2	主任1		
総合成績計算委員	3	長1 主任1		
合計	112		26	

[第4項別紙]

(39) ボウリング

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技役員長	1		1	
競技副役員長	3		1	
総務委員	12	長1 副2	1	
競技委員	12	〃 1 〃 2	3	
審判委員	25	長1 副2 主任4	1	
認証委員	8	〃 1 〃 1 〃 2	1	
レーン認証委員	1		1	
記録委員	40	長1 副2	2	
広報委員	8	〃 1 〃 1	1	
賞典委員	8	〃 1 〃 1		
受付係	3	主任1 副主任2		
総合成績計算委員	6	長1 副1	1	
合計	127		13	

(40) ゴルフ

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	12	役員長1 長1 副10	役員長 1 長 1 副 4	
スタート・集計	30			
進行	30			
総務	25	長1 副6	長 1 副 3	
得点計算	17	〃 1 〃 3	〃 1 〃 1	
式典表彰	16	〃 1 〃 3	長 1	
広報	7	〃 1 〃 6		
会場整理	6			
練習会場整理	3			
資料作成	6			
放送	6			
合計	158		13	

(41) トライアスロン

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
競技	13	長1 副2	長 1 副 1	
レースディレクター	2	〃 1 〃 1	1	
総務	4	〃 1 〃 1	長 1	
審議	3			
技術	1	統括1	統括 1	
審判	6	統括1 長2 副3	統括 1	
チーフ・テクニカル・オフィシャル	1			
統括審判	1			
審判 (スイム)	8	副1		
審判 (バイク)	20	〃 1		
審判 (ラン)	11	〃 1		
審判 (トランジェ)	5			
審判 (フィニッシュ)	2			
審判 (計測)	2			
審判 (エイド)	4			
スイム	3	長1		
バイク	4	〃 1		
ラン	3	〃 1		
補給	3			
計測・記録	2			
救護	4			
放送	4			
会場施設	1	長1		
運輸・駐車場	1	長1		
交通規制	3	長1		
合計	111		6	

[第4項別紙]

(42) 高等学校野球

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
〈硬式〉				
総務委員	21	長1 副2	長1 副2	
進行	4			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	4			
球場	4			
式典表彰	1			
補助員担当	3			
チーム担当	6			
練習会場	4			
審判員	24	長1 副2		
〈軟式〉				
総務委員	15	長1 副1	長1 副1 員1	
進行	2			
記録報道	4			
放送	2			
掲示	5			
球場	5			
補助員担当	2			
審判委員	15	長1 副1		
合計	127		6	

国民体育大会記録情報処理要項

1 目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

2 記録業務

第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

(1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

(2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

(3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

・ 天皇杯・皇后杯得点

・ 競技別総合成績

・ 競技別種別得点

・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から30分程度で発表する。

今後の国体の簡素化に関する基本的方向

平成 10 年 8 月に国体の開催予定県（7 県）から文部省及び日本体育協会に対して国体簡素化等の要望書が提出された。これを受け、文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は主催者連絡会議を開催するとともに、日本体育協会では各競技団体と個別に国体の簡素化等についての協議を行ってきたところである。

こうした結果を踏まえ、今後下記により、日本体育協会の定める「国体開催基準要項」の見直しを含め、文部省、日本体育協会及び国体の開催予定県は、それぞれの役割に応じて国体の簡素化に向けた取組を一層推進し、国体の運営改善を図ることとする。

記

1 国体の開催を巡る関係団体の役割・責任

国体関連施設・用具の整備やリハーサル大会の開催等については、開催都道府県あるいは開催市町村（以下、「開催市町村等」という）が「国体開催基準要項」等を踏まえつつ関係中央競技団体等との協議の上、その責任において実施することとする。

なお、この協議の過程において、両者の間に調整が困難な問題が生じた場合には、日本体育協会は必要に応じ、両者の調整・指導を行うものとする。

また、文部省においては主催 3 者の意向が十分反映されるよう主催者連絡会議を定期的で開催する。

2 施設整備

(1) 基本的考え方

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設等は、国体開催後の有効活用を考慮し、必要最小限のものとする。

(2) 近隣都道府県の既存施設の活用

国体競技の実施に当たり、国体開催後の適切な後利用が見込めない施設を新設しなければならない場合には、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができることとする。

(3) 施設基準の弾力的運用

開催基準要項細則の施設基準は、開催市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催市町村等において各中央競技団体等と調整を行い弾力的な運用を行う。

3 用具

(1) 用具の整備

中央競技団体等は、開催市町村等に対し、過重な用具の整備を求めないようにするものとする。

また、開催市町村等は、簡素化の趣旨を踏まえ、実状に即した用具の整備を行うものとする。

(2) 用具についてのレンタル方式等の導入

開催市町村等及び中央競技団体は、使用する用具について、当該開催市町村等の現状やスポーツ振興方策を勘案した上で、レンタル方式等の導入を積極的に進める。

4 国体実施競技種目等の整理

日本体育協会は、我が国における競技の普及状況及び競技の国際的動向や競技水準を考慮して、国体の実施種目や参加人員の整理について検討するものとする。

特に、主催者は、開催市町村等の負担軽減及び夏季大会の充実・活性化の観点から、秋季大会実施競技の夏季大会への移行を積極的に進める。その際、競技によっては、夏・秋季両大会で同一施設を併用するなど、施設の有効活用にも配慮するものとする。

5 リハーサル大会

(1) 開催

リハーサル大会は、開催市町村等の判断により開催するものとする。

(2) 大会規模

リハーサル大会を開催する場合においては、原則として、本大会の規模を上回らないものとする。

(3) 経費の負担

リハーサル大会を開催する場合には、主催者である中央競技団体においても、大会の運営に係る経費の適切な負担に努めるものとする。

6 その他

(1) 会場地

同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、開催市町村等の都合により会場地が分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

(2) 式典における各種演技等

式典における各種演技等の実施について、開催市町村等は、国体の簡素化の視点に立った見直しを行うこと。

また、リハーサル大会での各種演技等についても、同様な考え方にに基づき取り組むこととする。

文部省、日本体育協会及び開催都道府県は、上記の基本的方向はもとより国体の簡素化に向け適宜見直しを行うこととする。

国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の加盟競技団体の競技であること（準加盟は「公開競技」として実施しない）。
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該都道府県体育(スポーツ)協会へ加盟していること。

2. 実施規模

競技施設及び参加人員の基準については当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模とする。

ただし、参加人員は600人を上限とし、当該開催県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

3. 実施時期

当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催都道府県と当該競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

4. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について当該開催県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技の開催に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の会期（4日間を上限とする）
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

5. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地の内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、当該開催県が日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 会場地、会場
- (3) 参加人員
- (4) その他特に必要とする事項

6. 企業協賛

別に定める「国民体育大会公開競技における企業協賛について」（81頁）に基づき実施することができる。

7. その他

- (1) 総合表彰の積算対象競技としない。
- (2) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (3) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。
- (4) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。

(附 則)

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年8月29日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

本基準は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

第70回大会（2015年）以降の公開競技における実施規模等の考え方について

（（公財）日本体育協会 国民体育大会 通知）

第70回大会（2015年）以降における公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」及び下記により実施するものとする。

1. 競技施設及び参加人数について

競技施設及び参加人数のいずれについても特に基準は設けないが、各々の内容については、当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）の水準・規模を上回らないものとする。

ただし、参加人数については、当該競技における全国レベルの大会（日本選手権等）が600人以上の規模で実施されている場合、600人を上限とする。

なお、具体的な内容については、当該中央競技団体と開催都道府県との間で協議の上、事前に日本体育協会の了承を得るものとする。

2. 競技会の準備・運営について

同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

また、当該中央競技団体は、経費負担を含めた関連業務全般（競技用具の手配、宿舎の手配、参加者の輸送・交通の確保、その他全般）について主導的に行うものとし、開催都道府県は可能な範囲で協力するものとする。なお、当該中央競技団体は、開催都道府県との協力の内容及び範囲について、開催申請書提出前までに、開催都道府県との間で協議の上、合意しておくこと。

3. 「デモンストレーションスポーツ」と重複開催する場合について

同一大会において、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」の両区分で重複開催する場合には、参加資格（対象年齢）の重複を避ける等、両区分を明確に区別化して実施すること。

また、同一期間による並行開催は認めない。

4. 参加資格について

原則として、当該中央競技団体の考え方によるが、年齢については高校年代（15歳以上）を下限とし、中学生以下の参加は認めない。また、マスターズ大会のような年齢層を極端に限定した条件での参加資格は認めない。

5. 総合開・閉会式式典への参加（入場行進含む）について

式典の準備・運営面における諸問題（入場行進者の増による待機場所の確保、式典時間の延長等）や、参加都道府県側における諸問題（公式ユニフォームの支給、各都道府県競技団体の当該都道府県体育協会への加盟状況等）を考慮し、認めない。

6. 参加申込（派遣責任）について

公開競技については、参加する当該都道府県競技団体が都道府県体育協会に加盟していない場合があるため、参加申込にあたっては、都道府県体育協会との連名ではなく、都道府県競技団体が単独で行う。

但し、参加する当該都道府県競技団体は、所属する都道府県の体育協会に参加申込書の写しを事前に提出しておくこと。

7. その他

(1) 中央競技団体正規視察について

正規視察を実施する際には、当該中央競技団体が主導的に行うこと。

但し、競技会の準備・運営については、当該中央競技団体が主導的に行うため、正規視察の実施は省略することができる。

(2) 実施に係る申請について

別に定める「国民体育大会公開競技実施基準 3.実施決定の時期と申請」に記載の通りとし、その際、予定参加者数及び競技方法の詳細についても併せて明記すること。

(3) 各種実施要項及びプログラムについて

開催都道府県が作成する大会実施要項及び総合プログラム、並びに大会終了後に作成する大会報告書には、それぞれ公開競技の内容を含めることとするが、その掲載にあたっては、実施期日・会場、競技日程等の実施概要（数ページ程度）にとどめるものとする。

但し、競技別実施要項及び競技別プログラムを作成する場合には、当該中央競技団体が経費負担の上で作成すること。

(4) 表彰状及び大会参加記念章について

開催都道府県は、当該中央競技団体の希望に応じて、正式競技と同一体裁の表彰状、並びにデモンストレーションスポーツの参加者等に与える大会参加記念章を用意すること。

但し、その作成に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

(5) 競技成績の公表について

大会記録本部は、正式競技及びデモンストラーションスポーツの成績と併せて、報道関係機関及びインターネット上に発表すること。

(6) 中央競技団体の既存競技会との名称併記について

国民体育大会の独立性の観点より、国民体育大会公開競技以外の競技会との名称併記については認めない。

(7) 傷害等への対応について

公開競技（予選会を含む）における傷害等については、当該中央競技団体が、参加者及び競技運営関係者、観客等に対して、事前に傷害保険を整備する等の対応を必ず行うこと。

※ 公開競技は、「国民体育大会参加者傷害補償制度」の対象外とする。

《 付 記 》

(1) 上記の「開催都道府県」には、会場地となる市町村を含むものとする。

(2) 本取り決め内容に記載のない事項については、日本体育協会において決定するものとする。

国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育(スポーツ)協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育(スポーツ)協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

原則として、当該大会開催年度の4月1日以降、大会の会期内で開催することとし、当該開催県と開催地都道府県競技団体が調整の上、日本スポーツ協会が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与えることができる。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

〈 附 則 〉

本基準は、平成20年11月12日に制定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成23年8月25日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成24年12月20日に改定し、第70回大会より施行する。

本基準は、平成27年12月10日に改定し、施行する。

本基準は、平成30年4月1日に改定し、施行する。

本基準は、令和2年9月10日に改定し、施行する。

